

地域総合防災力の充実に向けて ―東日本大震災を踏まえて―

消防庁 国民保護・防災部
防災課長 山口 英樹



1

- 1 東日本大震災における消防の活動
- 2 地域防災計画における地震・津波対策の
充実強化に関する検討会報告書の概要
- 3 東日本大震災を踏まえた大規模災害
発生時における消防団活動のあり方に
関する検討会
- 4 地域総合防災力の充実に向けて

1 東日本大震災における 消防の活動

3

東日本大震災の被害状況と消防の活動（主な被災県の消防の活動状況①）

主な被災県の消防機関の概況

（平成22年4月1日 現在）

区分	消防本部	消防署	出張所	消防職員	消防団	消防団員
岩手県	12	24	54	1,944名	34	23,420名
宮城県	12	31	71	3,014名	48	21,681名
福島県	12	29	71	2,431名	59	35,340名
3県合計	36	84	196	7,389名	141	80,441名

主な被災県の消防の主な活動

地元の消防本部では、津波警報の伝達や住民の避難誘導、消火、救助、救急等の対応を実施したほか、県内の消防本部により、消火、救助、救急等の広域応援を実施

また、地元に密着した消防団では、これらの活動のほか、防潮堤の閉鎖等の水防活動も実施

※ 消防団員の活動に関する報道例については、次ページ参照

<消防本部等による救助活動の具体例>

- ・ 岩手県山田町船越小学校における孤立者200人
- ・ 宮城県女川町やまだまち かなしの5地区における孤立者約630人
- ・ 宮城県気仙沼市おながわちようの3地区における孤立者約600人

4

東日本大震災の被害状況と消防の活動（主な被災県の消防の活動状況②）

主な被災県の消防機関の被害状況

【消防本部の主な被害】

（平成23年11月11日現在）

消防職員	死者:23名、行方不明者:4名
建物被害（全壊、半壊又は一部損壊）	消防本部・消防署:141棟 分署・出張所:150棟
車両等被害	車両:77台、消防艇:2艇、*県防災ヘリ1機

【消防団の主な被害】

（平成23年11月11日現在）

消防団員	死者:242名、行方不明者:12名
建物被害（使用不能）	消防団拠点施設（詰所等）:412箇所
車両等被害	車両:257台

※ 被害状況のうち、常備消防については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県及び長野県の各消防本部から、消防団については、岩手県、宮城県及び福島県から現時点で把握できるものとして報告を受けた数値。なお、消防団については、調査中であり不明としている市町村がある。

* 仙台市消防ヘリポート（仙台市若林区）に駐機中の宮城県防災航空隊 ヘリコプターが津波により流され、使用不能となっている。

参考…消防団員の活動に関する報道例

鳴らし続けた半鐘…消防団11人死亡・不明

（3/23 毎日新聞）

東日本大震災で2000人を超える死者・行方不明者を出した岩手県大槌町で、大槌町消防団第2分団（越田弘分団長、28人）の団員たちは、防潮堤の門扉を閉じ、住民を避難させようと最後まで海辺にとどまった。任務を果たした結果、4人が死亡し、7人が行方不明。その中の一人、越田富士夫さん（57）は団の象徴である「半鐘」を鳴らし続け、津波にのみ込まれた。

地震後すぐ出動…消防分団、死亡・不明26人

（3/28 読売新聞 朝刊）

岩手県陸前高田市の消防団高田分団（約120人）の団員たちは、地震直後、防潮堤の鉄門5カ所をすばやく閉鎖した。しかし、大津波は防潮堤をはるかに乗り越え、住民の避難誘導などに取りかかった団員を次々とのみこんだ。分団の死者・行方不明者は26人。「地域の守り手」として誇りを持つ団員たちは仲間たちを弔ういとまもなく、がれきの除去や行方不明者の捜索を続けている。

最後までマイク握り 避難呼びかけた消防団員

（3/21 東京新聞 朝刊）

「高台へ逃げてください」。地震発生の日、住民に拡声器で声を振り絞った消防団員は津波にのみまれた。宮城県名取市の桜井歩さん（46）の最後のアナウンス。流された消防車は無残に押しつぶされ、団員三人は遺体で見つかったが、助手席の桜井さんは右手にマイクを握りしめたままだった。

5

東日本大震災の被害状況と消防の活動（主な被災県に対する他県の消防の応援状況）

- 地震発生直後から、主な被災県である岩手県、宮城県及び福島県の3県に向けては、これら被災県以外の44都道府県の緊急消防援助隊の出動を指示（指示に基づく出動は初めてのこと）
- 平成23年3月11日から活動終了の6月6日までの88日間における派遣人員総数は、約3万人となり、全消防職員（158,809人）の5～6人に1人に相当
- 航空部隊は、人命救助、空中消火及び情報収集等に、陸上部隊は消火、救助、救急活動等に従事し、現在までに把握している救助者数は5,064人（地元消防本部等と協力し救出したものを含む。）

緊急消防援助隊について

目的

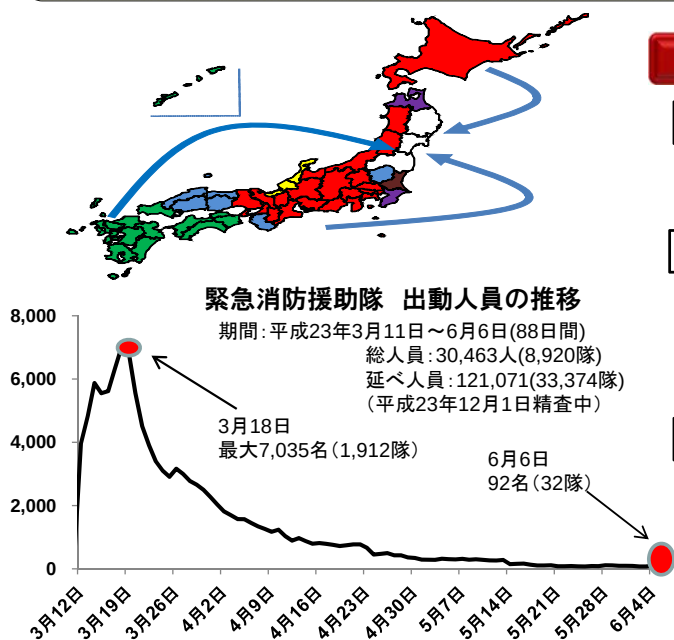
- 地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保

創設の経緯等

- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。当初は、東京消防庁をはじめ、大都市の消防本部を中心に登録
- 平成15年6月消防組織法の改正により、緊急消防援助隊を法律上明確に位置付け、消防庁長官の指示による派遣が可能に

概要

- 総務大臣が、編成及び施設の整備等に基本的な事項に関する計画を策定。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録
- 大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動
- 平成23年4月現在、全国798消防本部のうち、783消防本部が登録



岩手県における緊急消防援助隊 活動概要

陸上部隊(3月17日)

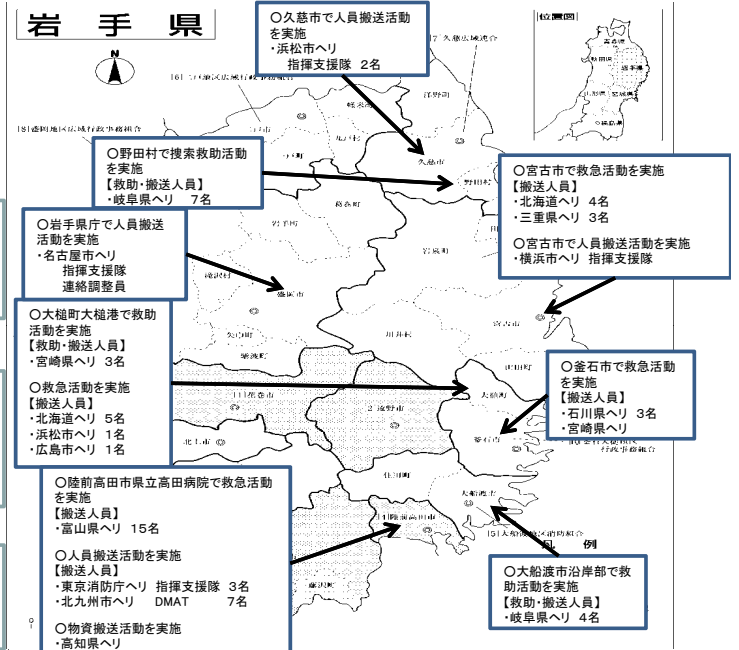
航空部隊(3月12日)



指揮支援部隊
指揮支援隊長 ◎名古屋市消防局 指揮支援隊 ○横浜市消防局 ○堺市消防局
○大阪市消防局 ○東京消防庁 ○浜松市消防局

(参考)県内応援活動状況

盛岡消防	⇒ 久慈消防 消防隊2隊 一関消防	⇒ 陸前高田消防 救急車1隊
二戸消防	⇒ " 指揮隊1隊 " 気仙沼消防	⇒ " 支援隊1隊
"	⇒ " 支援隊1隊 " 盛岡消防	⇒ " 救急車3隊
北上消防	⇒ 釜石消防 救急隊1隊	⇒ 宮古消防 指揮隊1隊
"	⇒ " 支援隊1隊	⇒ " 救助隊1隊
遠野消防	⇒ " 救急隊1隊	⇒ " 救急隊1隊
奥州金ヶ崎消防	⇒ 大船渡消防 救急車1隊	⇒ 大船渡消防 支援隊1隊



岩手県派遣緊急消防援助隊航空部隊(13機)

【花巻空港】
北海道・東京消防庁・富山県・石川県・岐阜県・三重県・高知県
・宮崎県・横浜市・浜松市・名古屋・広島市・北九州市

※ 陸上部隊については、部隊数のピーク時の活動を
航空部隊については、発生翌日の初動期の活動を掲載
(宮城県、福島県における緊急消防援助隊の活動概要も同様)

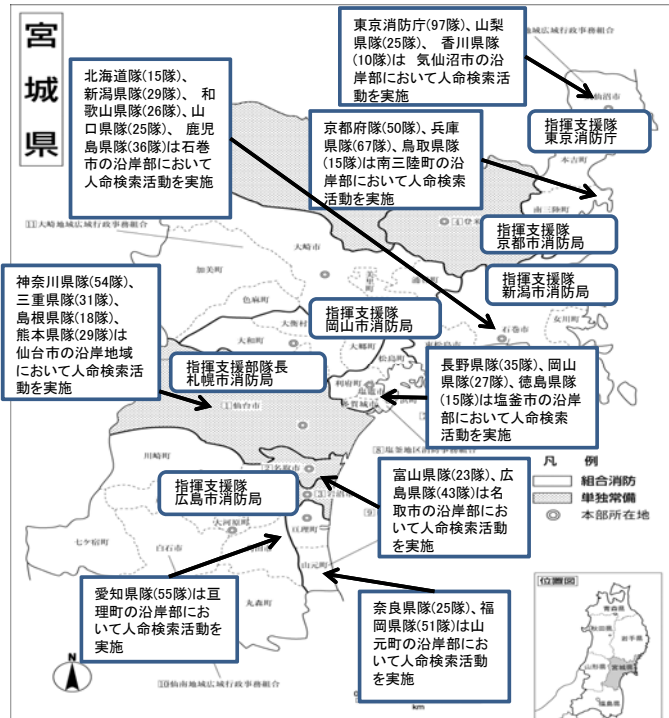
※ 救助人員、救急人員については、平成23年8月25日発表の消防庁被害報による値。

7

宮城県における緊急消防援助隊 活動概要

陸上部隊(3月18日)

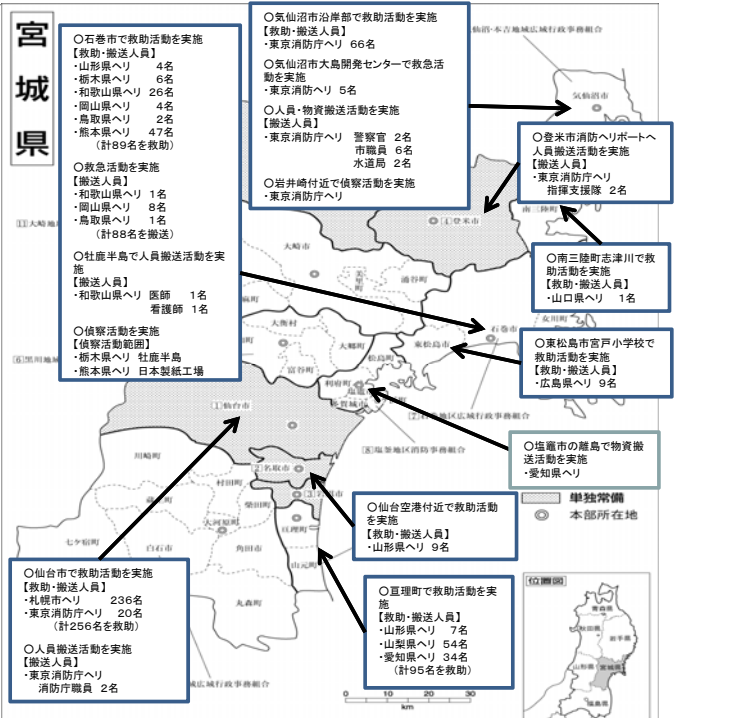
航空部隊(3月12日)



指揮支援部隊
指揮支援隊長 ◎札幌市消防局 指揮支援隊 ○東京消防庁 ○岡山市消防局
○京都市消防局 ○広島市消防局
○新潟市消防局

(参考)県内応援活動状況

大崎消防	⇒ 気仙沼・本吉消防 消防隊3隊
⇒ " 支援隊2隊	
⇒ " 救急隊1隊	
栗原消防	⇒ " 救急隊1隊



宮城県派遣緊急消防援助隊航空部隊(14機)

【山形空港】
山形県・栃木県・山梨県・和歌山県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県・熊本県
【福島空港】
愛知県

【陸上自衛隊霞目駐屯地】
札幌市・東京消防庁×3

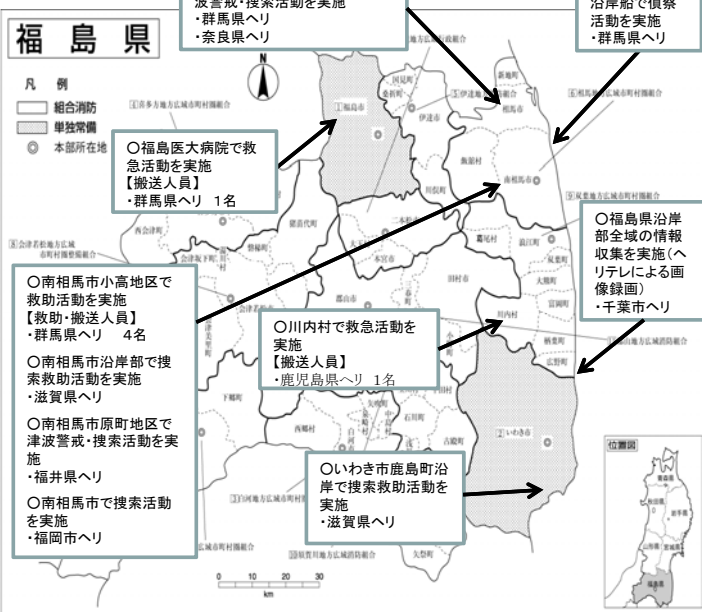
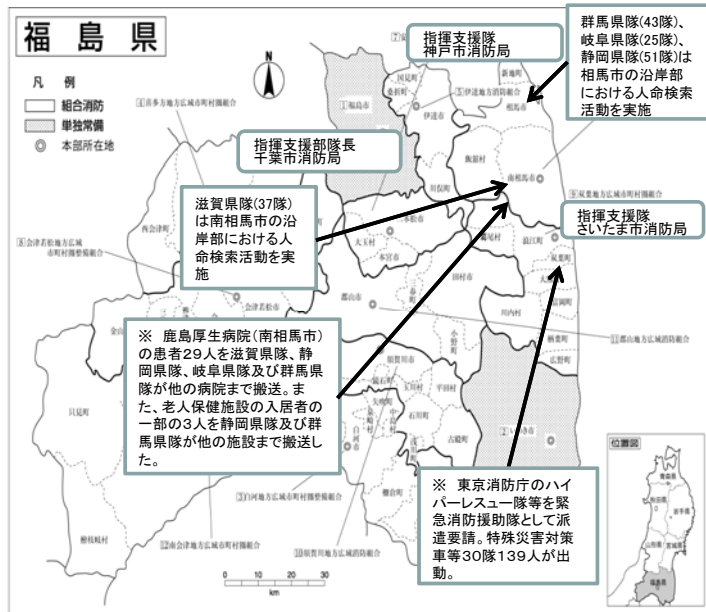
※ 救助人員、救急人員については、平成23年8月25日発表の消防庁被害報による値。

8

福島県における緊急消防援助隊 活動概要

陸上部隊(3月18日)

航空部隊(3月12日)



指揮支援部隊
指揮支援部隊長 ◎千葉市消防局
指揮支援隊 ○さいたま市消防局
○神戸市消防局

(参考)県内応援活動状況
福島消防 ⇒ 相馬消防 救急隊1隊
伊達消防 ⇒ " 救急隊1隊
須賀川消防 ⇒ " 救急隊1隊
会津若松消防 ⇒ " 救急隊1隊

福島県派遣緊急消防援助隊航空部隊(7機)
【福島空港】
群馬県・福井県・滋賀県・奈良県・鹿児島県・千葉市・福岡市

※ 救助人員、救急人員については、平成23年8月25日発表の消防庁被害報による値。

9

東日本大震災における消防防災ヘリコプターの活動

受援県	活動緊要隊	ヘリベース等	派遣期間	延日数	最大応援隊数 実働数	受援県 ヘリ数	消火可能 機体数 (3月12日)	救助人員 ※2	救急人員 ※2	最大 震度
岩手県	北海道、埼玉県、東京消防庁 横浜市、静岡県、静岡県 浜松市、富山県、石川県 三重県、名古屋市、岐阜県 兵庫県、神戸市、島根県 広島市、高知県、北九州市 長崎県、宮崎県	花巻空港	3月11日 ～5月19日	70日間	14機 (3月14日)	1機	7機	16	180	6弱
宮城県	札幌市、青森県、栃木県 山形県、新潟県、長野県 群馬県、山梨県、和歌山県 東京消防庁、石川県、愛知県 大阪市、京都市、三重県 広島県、鳥取県、徳島県 岡山県、岡山市、山口県 北九州市、熊本県	山形空港 グランド・21 霞目駐屯地 福島空港	3月11日 ～5月31日	82日間	17機 (3月13日)	1機 (3/14～ 4/4) 2機	7機	859	366	7
福島県	群馬県、茨城県、福井県 滋賀県、川崎市、千葉市 奈良県、京都市、大阪市 広島市、愛媛県、香川県 福岡市、大分県、鹿児島県	福島空港	3月11日 ～4月30日	51日間	10機 (3月12日)	1機	7機	31	46	6強
茨城県	埼玉県	つくばHP	3月11日 ～3月12日	2日間	1機 (3月11日)	1機	0機	3	3	6強
長野県	京都市、大阪市	松本空港	3月12日	1日間	2機 (3月12日)	1機	0機	32	0	6強 (3月12日)
新潟県	東京消防庁	新潟空港	3月12日	1日間	1機 (3月12日)	1機	0機	0	0	6弱 (3月12日)
静岡県	東京消防庁、横浜市	静岡HP	3月16日	1日間	2機 (3月16日)	1機	0機	0	0	6強 (3月15日)

※ 市街地空中消火実施状況:3月12日深夜、仙台市消防局、宮城野区市街地(自衛隊ヘリとの連携)
3月15日早朝、東京消防庁、気仙沼市街地

※2 救助人員、救急人員については、平成23年8月25日発表の消防庁被害報による値。

10

緊急消防援助隊の活動状況

緊急消防援助隊の活動状況(岩手県)



3月14日 大槌町へ出場中の大阪府隊の消防車両



3月15日 大槌町での人命検索活動②



3月15日 大槌町での人命検索活動①



3月15日 大槌町での救出活動

※大阪市消防局提供

11

緊急消防援助隊の活動状況

緊急消防援助隊の活動状況(宮城県 気仙沼市・その1)



火災の発生状況



市内のホース延長状況



消防隊による消火活動①



消防隊による消火活動②

※東京消防庁提供

12

緊急消防援助隊の活動状況

緊急消防援助隊の活動状況(宮城県 気仙沼市・その2)



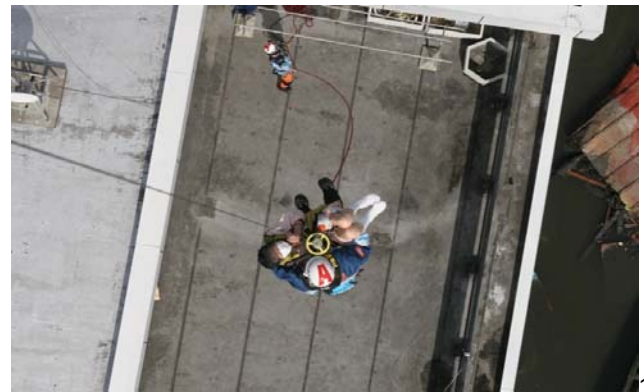
消防隊による救助活動状況①



消防隊による救助活動状況②



消防隊による救助活動状況③



消防隊による救助活動状況④

※東京消防庁提供

13

東日本大震災における 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の事故

○事故発生日

平成23年3月11日

○事故の概要

平成23年3月11日14時46分頃に発生した東北地方太平洋沖地震の発生により、東京電力福島第一・第二原子力発電所の設備等が被害を受け全交流電源喪失や原子炉冷却機能喪失等の事象が発生した。

これにより、原子炉建屋の水素爆発や火災、更には汚染水の滞留、外部放出なども発生し、本事故は、発電所内施設の損傷に留まらず、放射性物質が外部へと放出される事態となった。

○警戒区域等の設定の指示(5月31日時点)

- 福島第一発電所から半径20km圏内について、「**警戒区域**」に設定(立入りには市町村長の許可が必要)

※4月21日総理指示

- 1年間の積算線量が20mSvに達するおそれのある地域について、「**計画的避難区域**」に設定。※4月22日総理指示

- 未だ安定しない事故の状況に鑑み、緊急時に屋内退避や避難が可能な準備を求める地域について、「**緊急時避難準備広域**」を設定。※4月22日総理指示



東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機
(東京電力HP(3月21日撮影)より)

14

東京電力(株)福島原子力発電所に関連する消防の対応 【緊急消防援助隊】

発電所内放水

➤ 福島第一原子力発電所の3号機の放水活動を実施

※3月18日～4月2日まで。4月2日以降は首都圏の消防本部が即応体制を確保

東京消防庁	72隊	370人
大阪市消防局	17隊	53人
横浜市消防局	9隊	67人
川崎市消防局	12隊	36人
名古屋市消防局	6隊	34人
京都市消防局	11隊	40人
神戸市消防局	7隊	55人



福島第一原子力発電所で活動中の
緊急消防援助隊(東京消防庁HPより)



緊急消防援助隊による3号機への
放水(東京消防庁HPより)

除染支援

➤ 現地調整所(Jービレッジ)において、大型除染システムの設置及び運転方法を指導

※3月22・23日

新潟市消防局	1隊	4人
浜松市消防局	1隊	5人

広域医療搬送

➤ 福島第一原子力発電所周辺区域(屋内退避区域(20～30km)等)の病院、福祉施設等からの救急搬送を、緊急消防援助隊、県内応援隊及び地元消防機関により実施

※10月27日時点で350名搬送

15

東京電力(株)福島原子力発電所に関連する消防の対応 【現地消防本部】

消火活動

➤ 3月16日 福島第一原子力発電所の4号機の火災に出動(自然鎮火)

➤ 4月12日 同発電所1～4号機のサンプリング建屋のバッテリー等の火災に出動

(東電職員が消火器により消火、鎮火)



東京電力(株)福島第一原子力発電所
4号機の火災(東京電力HP(4月12日撮影)より)

救急活動

➤ 3月14日 福島第一原子力発電所3号機において白煙が発生し、負傷者6人を搬送

➤ 3月24日 福島第一原子力発電所3号機で放射線の暴露を受けた作業員3人のうち2名を、福島県立医科大学に搬送

➤ 4月7日～ 福島第一原子力発電所で作業中に体調不良となった作業員等を東京電力がJビレッジまで搬送し、その後、医療機関に搬送

16

2 地域防災計画における地震・津波対策の充実強化に関する検討会報告書の概要

17

地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書の概要

(平成23年12月 消防庁防災課)

背景

- 東日本大震災では、地震・津波等による甚大な人的・物的被害が発生。
- 地方公共団体においても、災害対応の拠点である庁舎や避難所等が被害を受け、住民の避難誘導等に当たる職員や消防団員等も犠牲に。

⇒ これまでの防災・減災のための対策や体制を見直し、再構築する必要性

緊急点検通知の发出

消防庁は、本年5月6日に「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について」通知を地方公共団体に发出し、緊急点検を要請。

中央防災会議

- 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会の設置(9月28日に報告取りまとめ)

⇒ 報告を踏まえ、防災基本計画を修正

(※ 災害対策基本法上、地域防災計画は防災基本計画に基づき策定)

検討の目的

東日本大震災における地方公共団体の災害対応等の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援

【地域防災計画の見直しに係る留意点等及び参考事例の取りまとめ】

- ◆ 検討体制： 有識者や地方公共団体の防災担当者を委員とする検討会を設置(座長：室崎益輝・関西学院大学教授)
- ◆ 検討経緯： 年4回開催(第1回 6月、第2回 7月、第3回 10月、第4回 12月)

各種調査の実施

1. 主な被災3県沿岸市町村調査(初期の災害対応等)

- (1) 実施時期： 平成23年7月
- (2) 調査対象： 主な被災3県の沿岸市町村(37団体)
- (3) 調査方法： 防災担当者からの聞き取り

2. 地域防災計画の見直しに関するアンケート調査(主な被災3県除く)

- (1) 実施時期： 平成23年8月(7月末現在)
- (2) 調査方法： アンケート調査票による調査

【都道府県】

44団体(主な被災3県除く)
回収数：44団体(回収率：100%)

【市区町村】

622団体(主な被災3県を除く海岸線を有する団体及び津波被害が想定される団体)
回収数：588団体(回収率：94.5%)

18

東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しに係る留意点等

全般的事項

- 実効性ある計画に！
- 特に災害初動期対応、住民の避難を重視して！

- 簡潔明快で、数値目標設定等定量的な記述とし、実行計画として機能するものに
- 災害の初動対応について時間経過に即して作成(マニュアル等)
- 住民避難を柱とした応急対応に留意(住民への避難等の情報伝達)
- 災害対応力を失った場合の受援について必要な事項を定める(都道府県においては市町村への迅速かつ適切な代替措置を)
- 防災組織体制等の整備方針、整備水準等の基本的考え方を明らかにすることが適当
- 緊急防災・減災事業(単独)を活用した避難対策等の一層の推進

I 被害想定等

1 大津波等による被害の想定

【主な委員の意見】

- 想定外のことが起きないように津波の高さを精緻に予測するなどのリスクマネジメントと、それでも想定外のことが起こった場合のクライシスマネジメントの2本立てで考えるべき など

【補足説明(主なもの)】

- 44都道府県のうち、7月末時点で地域防災計画の見直しに着手している団体は、37団体(84%)、17団体では津波被害想定の見直しにも着手。沿岸等市町村でも、588団体のうち、130団体(22%)が地域防災計画の見直しに、62団体(11%)が津波被害想定の見直しに着手。
- 専門調査会報告で示された今後の津波対策の方向性(2つのレベルの津波想定)をはじめ、津波防災地域づくり法に基づく国土交通大臣が策定する基本指針、都道府県知事による津波浸水想定の設定、市町村による津波防災地域づくりを推進するための計画等との整合性、関係性にも留意が必要。

19

I 被害想定等

2 市町村の災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等への対応

【主な委員の意見】

- 防災対応に当たるべき基礎自治体である市町村が壊滅的な状況に陥ったが、その対応を検討すべき
- 市役所、警察署、消防署、基幹病院等の設置場所、耐震化、通信基盤等の点検、見直しを行うべき など

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、22団体(59%)において、本庁舎又は支所等が全壊、半壊、浸水等の被害を受けた。また、19団体(51%)で、災害対策本部の設置場所の変更を余義なくされた。
- 市町村庁舎・消防署や避難所等の移転を含めた安全対策、非常用電源設備などの点検、整備を推進。非常用電源については、設置場所や燃料等の備蓄も含め、必要な時間を確保すべき。想定復旧期間を十分上回る期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める必要がある。
- 市町村が壊滅的被害を受けた場合を想定し、都道府県は迅速な支援、バックアップ等ができるような仕組み・体制を整備すべき。
【参考事例】災害発生時における都道府県の市町村への支援の取組
①ひょうご災害緊急支援隊(兵庫県)、②県境なき技師団(新潟県)、③緊急防災推進員制度(大阪府) など

II 避難対策等

1 津波に関する避難指示等の住民への伝達体制等

【主な委員の意見】

- 和歌山県の沿岸市町村で避難指示、避難勧告が発令されたものの、避難者数(避難所での確認人数)は少なく、今後、大きな課題 など

【補足説明(主なもの)】

- 津波に関する避難勧告等に係る発令基準の策定状況(平成22年11月1日現在)は、津波が想定される656団体のうち445団体(67.8%)が策定済、147団体(22.4%)が策定中。速やかな策定と策定済みの場合の内容の再点検が必要。
- 情報伝達時、避難時等において、災害時要援護者に配慮するとともに、避難対策の見直しが必要。
【参考事例】日頃からの避難訓練(年4回)により助かった沿岸部の介護施設の入所者・職員80名(宮城県石巻市)

2 津波に対する避難指示等の住民への伝達手段

【主な委員の意見】

- 防災行政無線等の電源確保、避難所への情報伝達手段の確保・整備 など

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、避難指示等の住民への主な伝達手段は、①消防団による広報、②防災行政無線(屋外拡声器)、③防災行政無線(戸別受信機)、④広報車の順に多かった。このうち、避難指示等と併せて、津波警報(大津波)の津波の高さまで伝達した団体は約3割であり、その主な手段は防災行政無線(屋外拡声器)、防災行政無線(戸別受信機)であった。
- J-ALERTの活用とともに、防災行政無線、コミュニティFM、緊急速報メール(エリアメール等)、衛星携帯電話など多様な伝達手段の確保と住民への確実な伝達を推進。併せて、耐震性の向上、津波の影響を受けない場所への移設、非常用電源の確保なども重要。
【参考事例】防災行政無線による緊迫感を持った避難の呼びかけ(茨城県大洗町)、ツイッター(宮城県気仙沼市)やコミュニティFM(宮城県山元町)の活用

3 沿岸部の地形や都市化の状況など地域の特性も考慮した、避難場所、避難路等の整備・確保

【主な委員の意見】

- 避難所に避難している者に対する細やかでローカルな避難や被害に関する情報提供のあり方の検討が必要
- 車を使って良い人と悪い人、使って良い地域と悪い地域などの棲み分けも必要かもしれない
- 歩行速度も含め、避難時間を考慮した避難の実動訓練の実施
- 国民保護との連携も視野に入れ、自衛隊車両等の幅などを考慮した避難路等の整備を進めることが必要 など

【補足説明(主なもの)】

- 避難場所、避難路等の点検、見直しを一層推進すべき。併せてこれら施設への情報伝達の体制・手段を整備・確保を一層充実すべき。
【参考事例】県主導による沿岸市町村の避難所、避難場所の点検及び安全レベル(3段階)の設定(和歌山県)
消防防災GISを活用した津波浸水想定区域の表示と活用(三重県伊勢市)
小学校における避難スロープ(岩手県大船渡市)や避難階段(同県岩手町)の整備、畜光石を用いた夜間でも見易い避難誘導看板(高知市)
- 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域では概ね5分程度で避難が可能となるようまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況により、このような対応が困難な地域については、車による避難も含め、津波到達時間などを考慮して津波から避難する対策を十分に検討することが必要。
- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、津波避難計画を策定している団体は、14団体(39%)、平成22年度に津波防災訓練を実施したのは30団体(81%)。一方、沿岸市町村等588団体(主な被災3県を除く)のうち、津波避難計画の策定は119団体(20%)、住民が参加する津波避難訓練の実施(毎年実施)は、131団体(22%)に留まっている。
【参考事例】県主導による市町村の避難場所の点検及び安全レベル(3段階)の設定(和歌山県)、住民参加による夜間の津波避難訓練の実施(徳島県阿南市)、小学生の参画による実践的な津波避難訓練(和歌山県海南市)

Ⅲ 災害応急対策等

1 初期の情報収集手段

- 災害時は通常の通信手段が使用できないことを想定し、様々な情報収集手段を事前に確保・整備
【参考事例】消防団によるトランシーバーを活用した連絡(岩手県山田町)、衛星携帯電話を活用した救助要請(宮城県女川町)
町内会による迅速な安否確認の取組[世帯全員が無事な場合、玄関先に黄色い旗を掲げて避難](宮城県仙台市)

2 防災事務に従事する者の安全確保

【主な委員の意見】

- 行政職員、消防団員など、現場の第一線で働いている職員、団員が犠牲に。これら職員や団員の安全確保の検討が必要

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、14の市町村で職員が死亡又は行方不明となり、消防団員の死者・行方不明者は254人であった。
- 主な被災3県の沿岸37市町村では、職員等の安全確保について必ずしもマニュアル化されていなかった。沿岸市町村等588団体(主な被災3県を除く)のうち、地域防災計画等において避難指示等や水門閉鎖に当たる者等の安全確保について定めている団体は46団体(8%)。
【参考事例】水門閉鎖対応時間の設定(兵庫県洲本市)

21

Ⅲ 災害応急対策等

3 住民の安否情報の確認

【主な委員の意見】

- 孤立集落対策が重要。無線や衛星携帯電話の整備も重要だが高齢者が使いやすいような仕組み等の構築が必要 など

【補足説明(主なもの)】

- 携帯電話、インターネットなどの手段により、災害用伝言ダイヤル、伝言板、検索機能付き避難者名簿のほか、地方公共団体においても避難者名簿のホームページ掲載などの取組が行われたが、今後の災害に向けて、安否確認や避難先の情報提供などについて、手段の多様化、情報提供内容等の充実を推進する必要がある。

4 中・長期にわたる災害対応

【主な委員の意見】

- 住民に関するデータのバックアップの検討・整備が必要
- 非常用電源は設置の有無のみならず、電源確保時間が重要 など

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、庁舎被災などを含め、災害対策本部が設置された施設において、非常用電源の整備がなされていた団体は26団体(70%)であった。また、震災前に災害対応を行う施設(災害対策本部の設置場所)の代替施設を定めていた団体は14団体(38%)。なお、沿岸市町村等588団体(主な被災3県を除く)のうち、災害対応を行う施設(庁舎)の機能喪失又は著しい低下等に備えて代替施設等を定めているのは、169団体(29%)。
【参考事例】LGWAN-ASPサービスを活用した情報のバックアップ(埼玉県皆野町)、被災者支援システム(兵庫県西宮市)

Ⅳ 災害予防等

1 物資等の備蓄・輸送等

【主な委員の意見】

- 自治体備蓄の在庫管理及び輸送手段に係るシステムの構築が重要。また、津波浸水の影響を受けない備蓄場所かどうかの点検も重要
- 津波浸水予想地域の住民に対し、高台の避難所に非常持出し品を預けるシステムの検討(例:避難所に箱を用意し、住民が持ち寄り、自治体が保管) など

【補足説明(主なもの)】

- 大震災を踏まえ、備蓄しておくべき物資の品目、数量等の検討、確保が必要。その際、男女共同参画の視点に留意すべき。
- 物資の仕分け、配送等民間の物流専門事業者の活用を事前に検討すべき。
【参考事例】県主導による市町村の備蓄品目、数量の点検、洗い出し(和歌山県)
物資の仕分け、配送における民間事業者の活用(宮城県気仙沼市)

22

2 都道府県の区域を越えた災害時の相互応援協定の締結等

【主な委員の意見】

- 施設整備などのハード整備だけでなく、訓練や協定締結などのソフト対策も含め、見直す必要がある など

【補足説明(主なもの)】

- 平成22年4月1日現在、市区町村1,750団体のうち、1,571団体(89.8%)が防災に係る相互応援協定を締結。このうち、他の都道府県の市区町村との協定締結は、820団体が行っている。
【参考事例】岩手県の被災沿岸市町村への後方支援の取組(岩手県遠野市)
関西広域連合によるカウンターパート方式による支援の取組、全国知事会・市長会・町村会の取組
- 災害時の応援の受け入れを想定し、受援計画の策定を検討すべき
【参考事例】四国4県広域応援協定に基づく広域受援計画の策定(愛媛県)

3 住民の防災意識向上のための普及啓発

【主な委員の意見】

- ハザードマップそのものが安心マップになっていた感がある。マップに示されていない危険性をどう住民に理解してもらうかが重要。ハザードマップは一つのモデルであり、全てではないことを住民に丁寧に説明する必要がある。ハザードマップを介在させた住民と行政との協働による点検・話し合いが重要
- 釜石市の小・中学校における児童・生徒の避難の成功事例があるように、防災教育が重要。自治体のトップに対する研修も重要 など

【補足説明(主なもの)】

- 主な被災3県の沿岸37市町村のうち、36団体(97%)が津波ハザードマップを作成。沿岸市町村等588団体(主な被災3県を除く)では、327団体(56%)が作成していた。
- 今回の大震災では、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識された。とりわけ、市町村においては住民とのリスクコミュニケーションを充実させることが重要。
【参考事例】小・中学生を守った防災教育の取組(岩手県釜石市)

V その他

【主な委員の意見】

- シンクタンクに地域防災計画を作成してもらう自治体が多い。計画の見直しは、自治体の担当者自らが関わり、その見直し過程に価値がある など

【補足説明(主なもの)】

- 地域防災計画の策定、見直しに当たっては、時系列災害対応の明示、災害対応業務の優先順位の設定、数値目標の設定など、実効性ある計画の策定、見直しを行う必要がある。
【参考事例】時系列の災害初期対応を明記した地域防災計画(震災対策編)(新潟県、兵庫県伊丹市)
「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」の策定～避難準備完了時間を設定した対策～(和歌山県)

23

参考事例 (宮城県気仙沼市の取組事例)

津波避難ビルの指定と震災時の避難者数

昭和57年9月

「津波一時避難場所」として12箇所指定
高台まで距離のある場所における人工高台の意味合い。
高さ、構造、外階段などの状況を考慮の上選定し依頼。

震災時 15箇所

国)気仙沼合同庁舎、宮城県)気仙沼合同庁舎、気仙沼中央公民館、気仙沼市勤労青少年ホーム、気仙沼市魚市場、気仙沼パークホテル、河北新報社気仙沼ビル、南気仙沼小学校、条南中学校、エースポート、総合市民福祉センター、ミッキー靴店、ヤヨイ食品、気仙沼向洋高等学校、岩井崎プロムナードセンター



そのほか、猪苗代病院など数施設が避難ビルとして機能した模様(避難者数未確認)。

参考事例（和歌山県の実施事例）

緊急点検（短期）【7月までに実施済み】

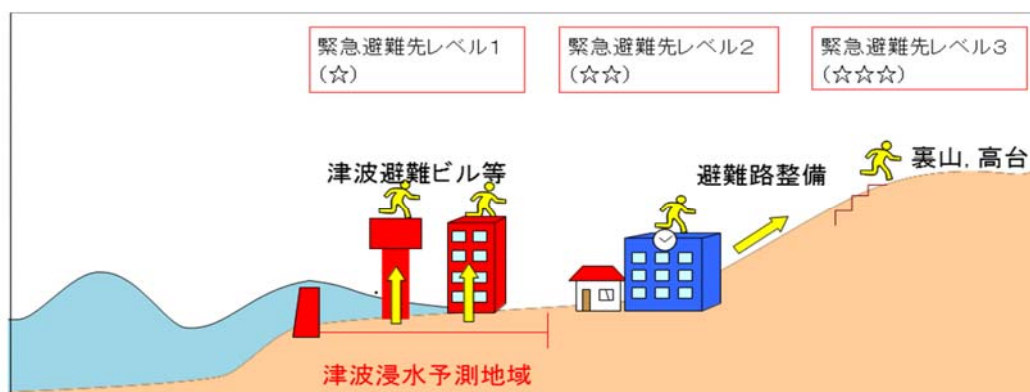
現在の想定を基に7月末までに実施

【項目】

1. 避難場所等の見直し、緊急点検
2. 減災対策の促進
3. 主要集客施設の落下物対策
4. 水門・樋門・陸閘の調査と対策
5. 市町村防災行政無線の機能維持調査
6. 備蓄品目、数量の点検・洗い出し
7. 孤立集落のヘリコプター離着陸場の調査
8. 学校、社会福祉施設、病院等の津波浸水予測調査
9. NTTドコモエリアメール導入

1. 避難場所等の見直し、緊急点検

避難場所の3段階レベル分け(1,337箇所)



25

参考事例 災害時の都道府県による市町村への支援

都道府県名	制度等の名称	概要
新潟県	県境なき技師団	発災後、被災市町村を管轄する県の地域振興局から連絡要員を派遣し、支援ニーズを把握、必要となる支援を行う。特に、土木部等においては、市町村に対する技術指導・助言等を行うことを目的に、応援派遣職員を事前指名し、発災後速やかな応援派遣を可能とする「災害応援派遣事前準備体制(県境なき技師団)」を構築。
愛知県	先遣・情報チーム及び支援チーム	「先遣・情報チーム」を1市町村あたり3名派遣し、初動期の市町村の被害状況、災害対策状況の県への報告及び県との連絡調整並びに現地における情報収集を実施。「支援チーム」を1市町村あたり2名派遣し、市町村が実施する災害応急活動を支援。
大阪府	緊急防災推進員制度	勤務時間外における地震(震度5弱以上)発生の場合に、府職員が市町村庁舎に60分以内に自動参集する緊急防災推進員制度を実施。緊急防災推進員は情報収集・連絡調整等の任務にあたる。
兵庫県	ひょうご災害緊急支援隊	大規模災害が発生した際、災害対応のノウハウや専門職員の不足、庁舎の被災などにより初動・応急対策を迅速かつ的確に実施することが困難となった被災市町村に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市町職員などによる先遣隊や専門家を派遣して、被災者対策など当該市町村が行う応急対策について支援し、被災地の早期復旧に資する「ひょうご災害緊急支援隊」を平成22年9月に設置。
鳥取県	災害時緊急支援チーム	平成12年10月の「鳥取県西部地震」をきっかけに、大規模災害発生時に被災市町村の災害対策本部に入ってその活動を支援するため、県幹部職員等による「災害時緊急支援チーム」を創設。
徳島県	徳島県職員災害応援隊制度	大規模災害が発生した場合に備え、あらかじめ応援可能な県職員を登録しておき、研修や訓練等を実施しておく「徳島県職員災害応援隊制度」を平成20年10月創設。

26

3 東日本大震災を踏まえた大規模災害発生時における消防団活動のあり方に関する検討会

27

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会(その1)

1 趣 旨

東日本大震災における消防団活動を検証し、今後の大規模災害時における消防団活動のあり方及び団員の安全確保並びに平常時における住民の防災意識の向上のための啓発のあり方等を検討し、**地域コミュニティの核としての消防団**の充実強化を図る。

2 検討課題

- 大規模災害時における消防団の活動のあり方について
 - 避難誘導活動(災害時要援護者の避難誘導等)
 - 水門閉鎖活動
 - 消火活動・救助活動等
 - 消防団の役割、活動の範囲
- 消防団員の安全確保等について
 - 消防団員の活動時の安全確保
 - 消防団員の装備等
 - 消防団員の惨事ストレス対策
- 活動時の情報伝達について
津波警報・高さ情報・到達予想時刻、撤退指示等の情報を団員に的確に伝える方法
- 地域住民の防災意識向上のための啓発について
 - 地域住民の防災意識向上(自助・共助の確立)のため消防団は何をすべきか
 - 関係機関、団体等との連携のあり方
- 消防団員の装備、教育・訓練のあり方について
- 消防団員の処遇改善・確保策の推進について
- その他必要な事項について(消防団の広域応援、警察・自衛隊等との連携など)

ほか

3 スケジュール(案)

- 11月25日(金)
第1回検討委員会(本会)
- ↓
ワーキンググループ(第1回～第3回)
※検討課題1～3を中心に検討
- 3月
第2回検討委員会(本会)
＜中間報告＞
- 4月
第3回検討委員会(本会)
- ↓
ワーキンググループ(第4回～第6回)
※検討課題4～6を中心に検討
- 8月
第4回検討委員会(本会)

28

4 検討会の委員(18名)

(座長) 室 崎 益 輝	関西学院大学総合政策学部教授
秋 本 敏 文	(財)日本消防協会理事長
小 川 和 久	特定非営利活動法人・国際変動研究所理事長
櫛 井 正 喜	全国消防長会警防防災委員会委員長(北九州市消防局長)
越 村 俊 一	東北大学大学院工学研究科准教授
重 川 希志依	富士常葉大学大学院環境防災研究科教授
高 梨 成 子	(株)防災&情報研究所代表
武 山 文 英	宮城県気仙沼市消防団長
田 中 淳	東京大学大学院情報学環教授、総合防災情報研究センター長
田 村 圭 子	新潟大学危機管理室/災害・復興科学研究所教授
野 田 徹	国土交通省水管理・国土保全局防災課長
古 木 哲 夫	山口県和木町長
松 尾 一 郎	特定非営利活動法人・環境防災政策研究機構理事
宮 村 忠	関東学院大学名誉教授
森 部 慎之助	高知県危機管理部長
山 口 英 樹	消防庁国民保護・防災部防災課長
山 崎 登	NHK解説副委員長
山 本 正 徳	岩手県宮古市長
オブザーバ	内閣府、気象庁、文科省、警察庁、防衛省

【五十音順・敬称略】

29

東日本大震災における消防団の活躍(岩手県) ＜水門閉鎖＞

①

【遠隔操作機能付き水門が作動せず 消防団員が手動で閉鎖】

＜宮古市＞

- 津波注意報以上が発令された場合、消防団が水門を閉鎖することが市の地域防災計画に定められている。
- 津軽石地区の遠隔閉鎖機能付き水門が、地震による停電で遠隔操作による閉鎖が不能となったため、消防団員が現場に急行し手動で閉鎖。
- 閉鎖後すぐに避難したものの、ぎりぎりまで、津波が迫っていた。



＜津軽石川水門＞

【消防団の活躍により、すべての水門を閉鎖】

＜大船渡市＞

- 津波注意報以上が発令された場合、消防計画に基づき消防団が水門を閉鎖することになっている。
- 155箇所のうち、手動閉鎖式である147箇所を消防団が閉鎖。
- 残りの遠隔閉鎖式8箇所は、常備消防の指令室から操作。うち、正常に作動しなかった7箇所を消防団員が手動で閉鎖。



＜越喜来水門＞

※6/22(水)～6/23(木)実施の岩手県沿岸市町村に対するヒアリング結果より。

30

東日本大震災における消防団の活躍（宮城県塩竈市） ＜避難誘導＞

②

【島民を迅速に避難誘導し、人的被害ゼロ】

- 離島である浦戸地区桂島（人口約240名）には、震災発生時に約150名の島民が島内にいたが、消防団の迅速な活動により、全ての島民を避難所（旧浦戸第二小学校）へ避難させた。

＜活動の流れ＞

- 浦戸消防団第二分団の分団長以下15名の団員が発災直後に器具置場へ取り決めにより自動参集。
- 分団長の指示により、避難誘導10名、避難広報3名、見張り2名に分かれて活動を実施。
- 地震の規模の大きさから、昭和35年のチリ地震津波以上の津波の襲来を予想し、海岸地区にあるすべての住宅を1軒ずつ回り、避難を呼びかけた。
- 要援護者の約30名は、団員と島民が協力し、軽トラック10台の荷台を使い避難させた。また、避難しないと訴えた3名についても、説得し避難させた。
- 当地区は、今回の津波により全壊58棟、半壊7棟の被害が発生しているが、消防団員が高齢者等の要援護者の住まいも把握していたため、人的被害を一人も出さなかった。

※6/6(月)～6/9(木)実施の宮城県沿岸市町村に対するヒアリング結果より。

31

東日本大震災における消防団の活躍（宮城県亘理町） ＜避難誘導＞

③

【孤立住民（約400人）を安全な避難所まで誘導】

- 避難所に指定されていた長瀬小学校の体育館に約400人が避難していたところに津波が押し寄せてきたため、避難していた住民のうち老人や子供を団員20名がステージ上に上げるとともに、入口を運動用マット等で必死に押さえ、水の浸入を防いだ。
- 翌々日（13日）の13時～18時に団員50名で、漂流していたボート2隻と車両3台（トラック2台、軽トラック1台）を使い全員（約400名）を別の避難所へ移動させた。

＜移動経路及び手段＞

長瀬小学校 → 線路までの500mを徒歩で移動（要援護者等は車両使用） → 線路上2kmを徒歩で移動（要援護者等は線路沿いを船で移動） → バス、車両で別の避難所へ移動



＜長瀬小学校体育館＞



＜2階から屋外を撮影（3/12 6時30分頃）＞

※6/6(月)～6/9(木)実施の宮城県沿岸市町村に対するヒアリング結果より。

32

東日本大震災における消防団の活躍（宮城県気仙沼市） ＜救助活動＞

④

【福祉施設に取り残された要救助者を消防団、常備消防、緊急消防援助隊が連携し、救助】

- 鹿折地区の福祉施設において、津波により施設職員53名及び入居者86名が孤立。
- 常備消防や緊急消防援助隊と連携して施設から救助し、避難所である鹿折中学校まで誘導。
- 消防団員3班、20名が活動を実施。



＜福祉施設 リバーサイド春園＞



33

東日本大震災における消防団の活躍（岩手県釜石市） ＜消火活動＞

⑤

【常備消防が津波で被災したため消防団が主として消火活動を実施】

＜民家への延焼阻止(3/11)＞

- 只越地区において津波で流されてきた車両から発生した火災が、付近の民家に燃え移ろうとしていた。
- この地区を管轄している消防署は、車両や資機材が津波の被害を受けて活動ができなかったため、消防団（車両1台、団員8名）のみで消火活動を実施し、鎮火させた。

＜山林火災への対応(3/15)＞

- 大槌町から延焼拡大してきた山林火災に出動。
- 3月15日の早朝から日没まで、消防団員延べ85名が消火活動を実施。
- 常備消防は、資機材が津波で流出していたため、指揮活動のみ。

東日本大震災における消防団の活躍（宮城県気仙沼市） ＜消火活動＞

6

【消防団、常備消防、緊急消防援助隊が連携し、消火活動を実施】

- 発災当日に鹿折地区で大規模な住宅街火災が発生（覚知15時56分）。
- 大規模火災であり、津波の被害により付近の水利も使用不能であったため、常備消防のみでの対応は、困難であった。
- 津波浸水で南側からの進入が不可のため、北側から活動。
- 消防団はポンプ車11台、小型動力ポンプ付積載車6台を使用し活動。
- 自然水利から最長約1,000mの遠距離送水を常備消防と協力して実施。
- 発災翌日には、緊急消防援助隊と合同で活動。
- この火災には、3日間で延べ271名の消防団員が不眠不休で対応した。



＜消防団による放水＞



＜消防団と緊急消防援助隊による放水＞

※5/13(金)実施の気仙沼市に対するヒアリング結果より。

35

東日本大震災における消防団の活躍（福島県南相馬市） ＜検索活動＞

7

【消防団と自衛隊が合同で検索活動を実施】

- 鳥喰溜池において、3月29日から7日間、自衛隊と合同で検索活動を実施。
- 延べ200人の消防団員が対応。
- この活動で、5名のご遺体を発見。



36

東日本大震災における消防団の活躍（福島県いわき市） ＜支援活動（給水）＞

8

○ 本来は市の水道部局の業務であるが、断水が広範囲に発生し、対応が困難であったことから、市長からの要請により消防団が対応。

【避難所における活動】

- 市内各地の避難所及び公民館等において、給水活動を実施。
- 3月11日から水道が復旧するまでの間、消防団員が交代で対応。



＜常盤公民館＞

【断水地域における活動】

- 発災直後から断水した市内各地において、給水活動を実施。
- 市内各浄水場等で補給した水を、断水地域まで給水車及び消防団車両で輸送し、給水活動を実施。
- 消防団員延べ2,795名が対応した。



＜内郷白水地区＞

※7/6(水)実施の福島県いわき市に対するヒアリング結果より。

37

東日本大震災における消防団員の死者・行方不明者数

(平成23年11月24日現在)

【岩手県】

市町村	人的被害の状況	
	死者 (人)	行方不明者 (人)
宮古市	16	1
大船渡市	3	
一関市	1	
陸前高田市	50	1
釜石市	14	
大槌町	16	
山田町	9	
岩泉町	1	
田野畑村	4	
野田村	3	
計	117	2

【宮城県】

市町村	人的被害の状況	
	死者 (人)	行方不明者 (人)
仙台市	5	
石巻市	20	7
気仙沼市	9	
名取市	19	1
多賀城市	2	
岩沼市	6	
登米市	1	
東松島市	8	
大崎市	2	
村田町	1	
亘理町	2	
山元町	12	
七ヶ浜町	2	
女川町	5	2
南三陸町	4	
計	98	10

【福島県】

市町村	人的被害の状況	
	死者 (人)	行方不明者 (人)
いわき市	2	
相馬市	10	
南相馬市	9	
楡葉町	1	
浪江町	4	
新地町	1	
計	27	

人的被害の状況	
死者 (人)	行方不明者 (人)
242	12

38

消防団員が犠牲となった事例（その１）

（１）水門閉鎖中の事例

- 事前命令により出動した２名が、水門閉鎖中に津波に巻き込まれ犠牲となった。（岩手県釜石市）
- 職場から居住地の水門の確認に向かうと、近くに住む高齢者が水門を閉めていたため、その高齢者に避難を指示し、水門を閉める作業を行っているとき、津波に巻き込まれ犠牲となった。
（宮城県石巻市）

（２）水門閉鎖後の活動に関する事例

- 地震発生直後、自宅から車で８分くらいの場所にある漁港の水門を先に到着していた団員３名と閉鎖後、車で海拔８ｍの高さの場所に移動し、逃げ遅れた住民がいらないか確認中に、津波に巻き込まれ犠牲となった。
（岩手県大船渡市）
- 水門閉鎖後、屯所に戻り避難誘導に向かう準備中に、ポンプ車の無線から津波が押し寄せているとの情報が入った。非常事態を住民に知らせるためサイレンを鳴らそうとしたが、停電で作動しなかった。とつさに倉庫から半鐘を持ち出し、屯所屋上でそれを鳴らし続け、津波に巻き込まれ犠牲となった。
（岩手県大槌町）
- 水門閉鎖後、自隊６名（隊員５名、機関員１名）も避難しながら、避難広報を行っていたが、寝たきりの老人がいるとの情報があり、隊員５名で屋内進入し、救助活動していたところ、津波により住宅もろとも押し流され、屋内進入した隊員５名のうち４名と消防車両に残っていた機関員１名が犠牲となった。
（岩手県大槌町）

（３）住民の避難・誘導及び救助に関する事例

- 分団本部に参集後、別の屯所へ向かう途中で避難中の高齢者２名と遭遇し、１名を背中に背負い、１名を抱えながら避難していたところ、津波に巻き込まれ犠牲となった。
（岩手県陸前高田市）
- 一度は建物３階へ避難したが、逃げ遅れている住民を発見。避難介助のため路上に戻り、津波に巻き込まれ犠牲となった。
（岩手県陸前高田市）

39

※岩手県・宮城県・福島県の沿岸市町村に対するヒアリング結果及び功績調書より作成。

消防団員が犠牲となった事例（その２）

（３）住民の避難・誘導及び救助に関する事例（続き）

- 避難誘導中に、津波に足をとられ海に流されそうな人を発見、消防車両に積載してあった消防ホースを使用して救助しているとき、再び襲ってきた津波に巻き込まれ３名が犠牲となった。
（岩手県大槌町）
- 避難広報中に寝たきり老人宅から助けを求められ、避難介助しているとき、津波に巻き込まれ犠牲となった。
（宮城県仙台市）
- 海岸近くにいる住民を避難所である小学校へと消防団車両に乗せ往復し、３度目に校舎の昇降口に着いたところで津波に巻き込まれた。同乗していた住民は校舎内に避難したが、当団員は犠牲となった。
（宮城県仙台市）
- 災害時要援護者の避難や避難しない住民の説得にあたっていた４名が津波に巻き込まれ犠牲となった。
（宮城県岩沼市）
- 日本語が不自由な中国人研修生を含む多くの人々を的確な指示で避難場所まで誘導した後、海岸付近を見学している多くの人々に高台への避難を呼び掛けている最中に津波に巻き込まれ犠牲となった。
（宮城県女川町）
- 避難場所の公会堂で一人暮らしの移動困難な高齢者がいないのに気づき、他の団員１名とともに高齢者宅に救出に向かい、救出活動を行っていたところ津波に巻き込まれ高齢者と団員２名の計３名が犠牲となった。
（福島県南相馬市）

（４）その他の事例

- 住民の避難・誘導を一通り終え、今後の活動について４人で検討しているとき、津波に巻き込まれ１名が犠牲となった。
（宮城県仙台市）

※岩手県・宮城県・福島県の沿岸市町村に対するヒアリング結果及び功績調書より作成。

40

消防団の現況

◆消防団の特質

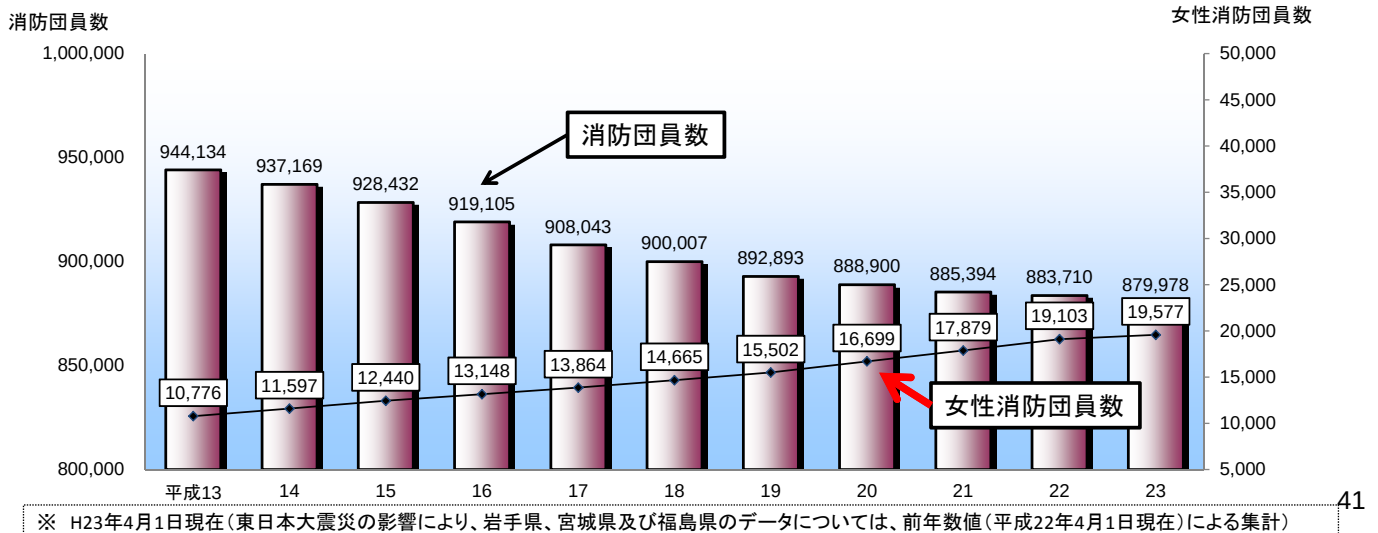
- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 基本的にはボランティア(非常勤特別職の地方公務員)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

◆数値目標

- ・全国の総消防団員数を 100万人以上
- ・うち女性消防団員数を 10万人以上

◆現状 (※平成23年4月1日現在)

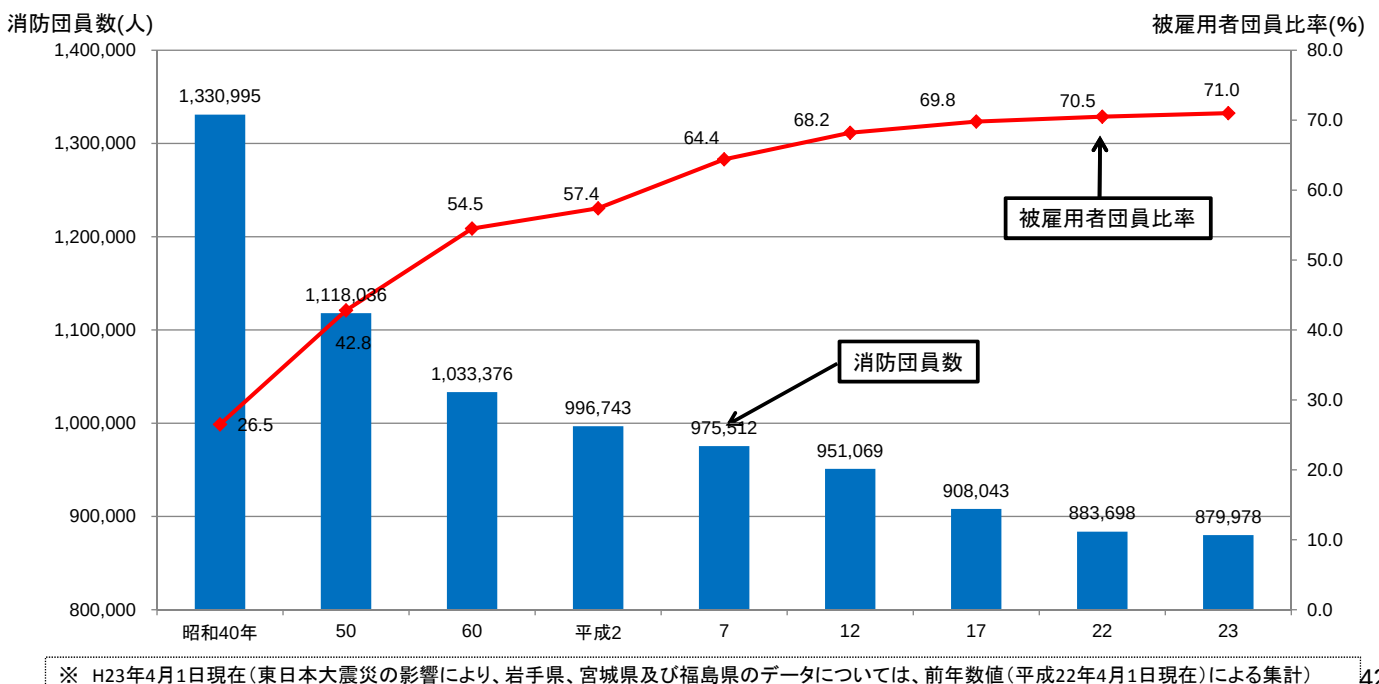
- ・消防団員数の減少 約88.0万人
- ・消防団員の被雇用者化 71.0%



消防団員数と被雇用者団員比率の推移

消防団の現状・課題

- ◆ 消防団員数の減少 → 約88.0万人
- ◆ 消防団員の被雇用者化 → 71.0% ※平成23年4月1日現在



婦人(女性)防火クラブ

1 経緯

安全な地域社会づくりを目指して

総務省(旧自治省)消防庁 → 都道府県

『予防行政の運営方針について』(昭和37年4月6日)

婦人(女性)防火クラブ
少年消防クラブ
幼年消防クラブ

積極的な結成を図る

原点は「家庭防火」

地域の実情や特性を活かした防火・防災活動
高齢化社会の到来に伴う福祉活動

2 現況

- ① 婦人(女性)防火クラブ数 10,381クラブ
- ② 婦人(女性)防火クラブ員数 1,569,716人(H23.4現在)

3 活動事例

- ① 防災知識の普及啓発
- ② 応急救護訓練
- ③ 住宅用火災警報器の設置推進
- ④ 消火訓練、消火器取扱訓練
- ⑤ 放水訓練 など

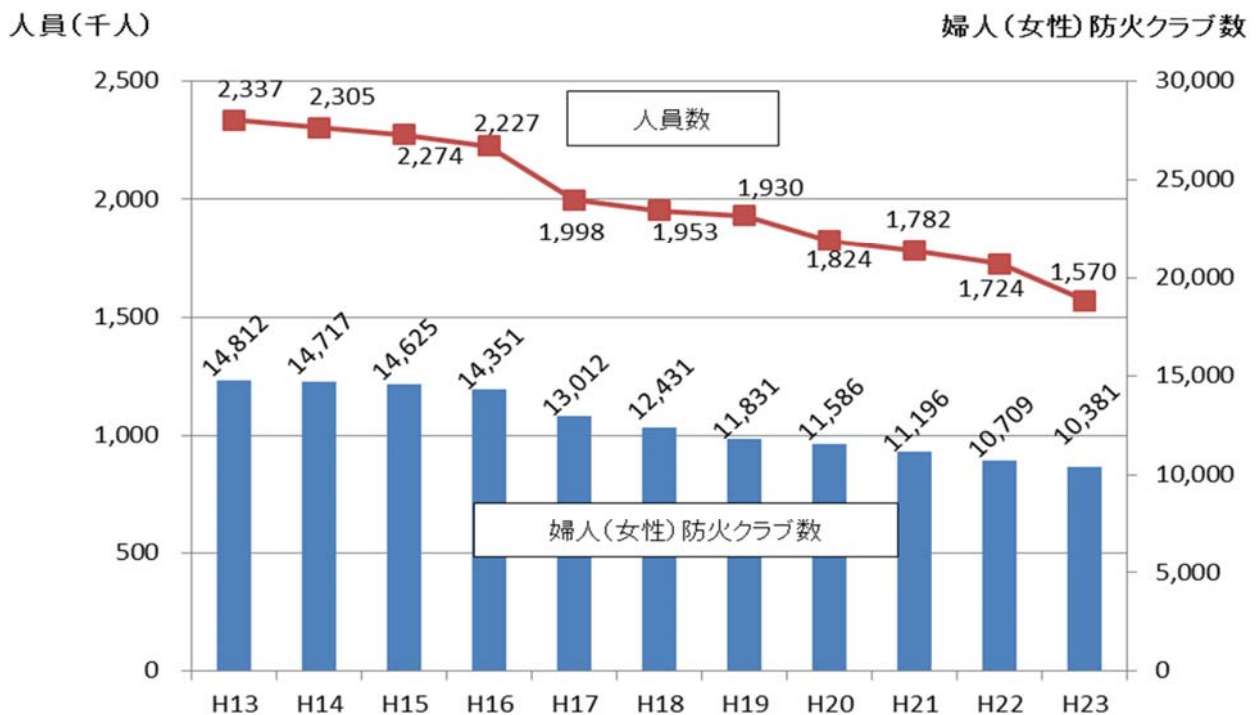


住宅用火災警報器設置についての
実態調査

43

※東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値(平成22年4月1日現在)による集計

婦人(女性)防火クラブの状況推移



※東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値(平成22年4月1日現在)による集計

少年消防クラブ

1. 少年消防クラブの意義

①10歳以上15歳以下の少年少女を中心として編成(当初)

- － 対象年齢を小学校低学年まで引き下げている例も多い
- － 平成20年11月、対象年齢を18歳まで引き上げる等の対応を要請

②身近な生活の中から火災・災害を予防する方法等を学ぶ

2. 少年消防クラブの現況 (平成23年5月現在※)

- ① 少年消防クラブ数 4,913 クラブ
- ② 少年消防クラブ員数 約43 万人



3 少年消防クラブ活動事例

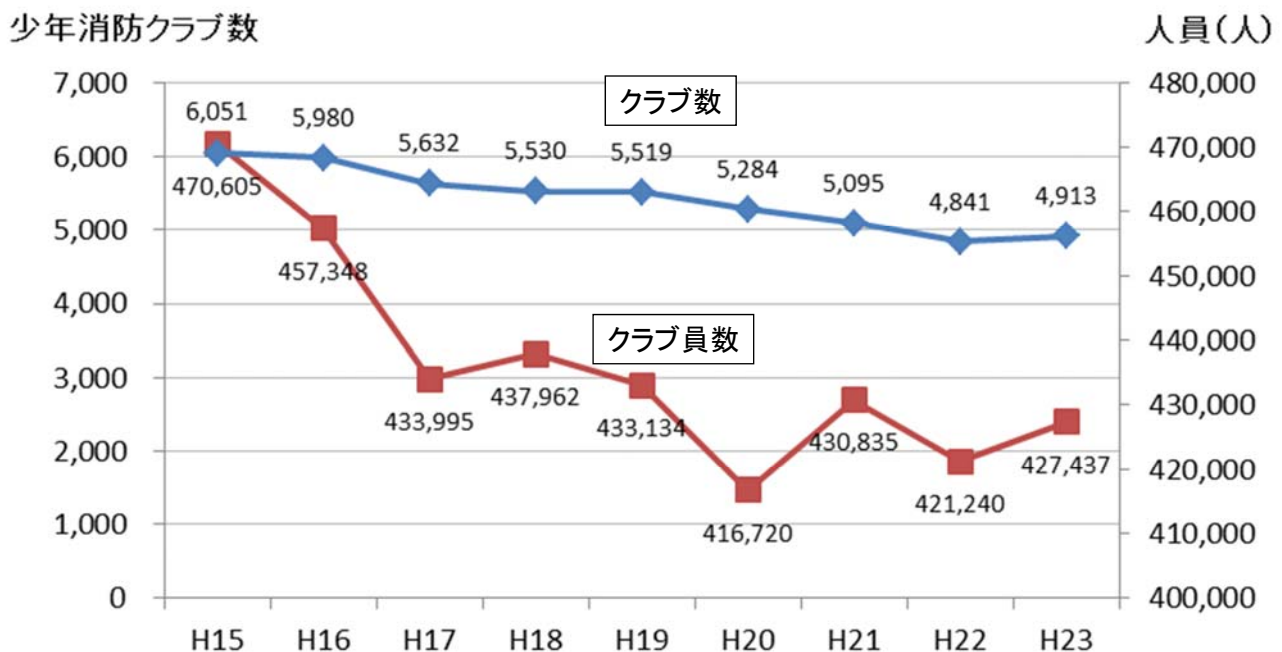
- ① 防災訓練等への参加、消防訓練(実技)
- ② 防火、防災知識の普及(講義)
- ③ 行事・コンクールへの参加
- ④ 学校内の安全点検
- ⑤ 防災マップ作り 等



45

※ 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県は平成22年5月の値を使用

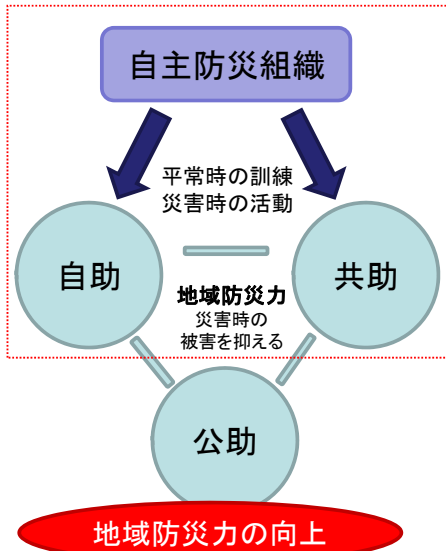
少年消防クラブの推移



46

自主防災組織とは

- 地域住民が「**自分たちの地域は自分たちで守る**」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を行っている組織
 - ー 災害対策基本法では「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と定義されている
- 主に町内会・自治会等の規模で設置・運営されており、組織の隊員はその地域に住んでいる住民（平成23年4月1日現在、組織数146,369団体、隊員数は約3,798万人）
- 大規模災害時に行政機関による救助が困難な場合、自主防災組織による自助・共助が非常に重要である



主な活動

平常時

- ・防災知識の普及
- ・地域の災害危険箇所の把握
- ・防災訓練の実施
- ・火気使用設備器具等の点検
- ・防災資機材の備蓄と整理、点検

災害発生時

- ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・出火防止と初期消火
- ・避難誘導
- ・被災住民の救出、救護
- ・給食、給水

☆自主防災組織の育成のため、市区町村において防災資機材購入費や組織運営費用に対する補助、防災資機材等の現物支給などが行われている

☆消防庁では、自主防災組織活動を進めるための指針(手引)の作成・配布、出前講座等を通して、自主防災組織活動を推進している

※東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値(平成22年4月1日現在)による集計

47

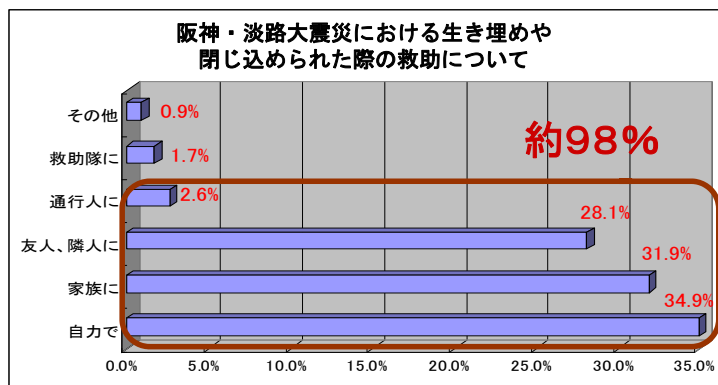
大規模災害に備えた住民による防災活動



阪神・淡路大震災における市民による救助者数と警察・消防・自衛隊による救助者数の対比



出典: 河田恵昭: 大規模地震災害による人的被害の予測, 自然災害科学 Vol. 16, N. 1, pp. 3-14, 1997

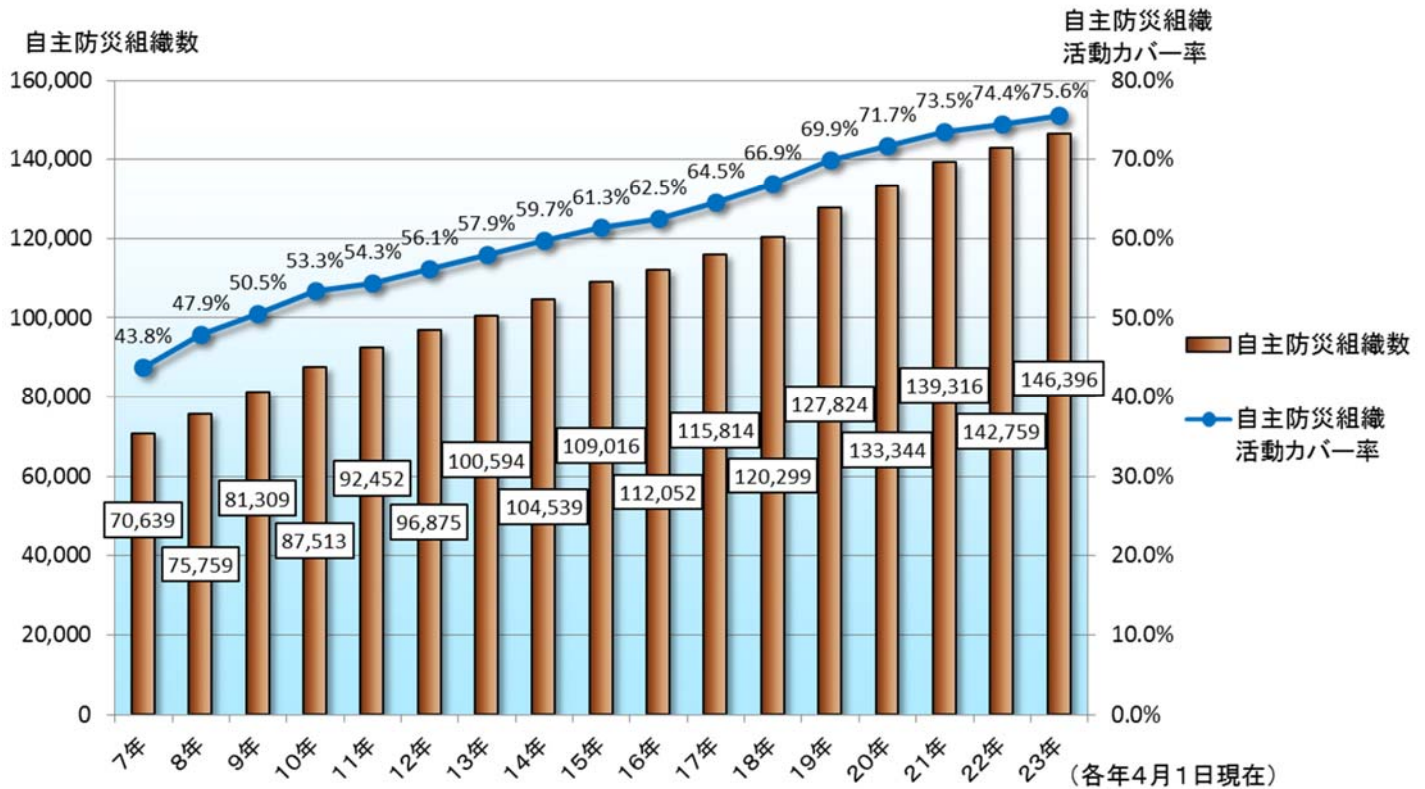


出典: (社)日本火災学会: 兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書



48

自主防災組織の推移



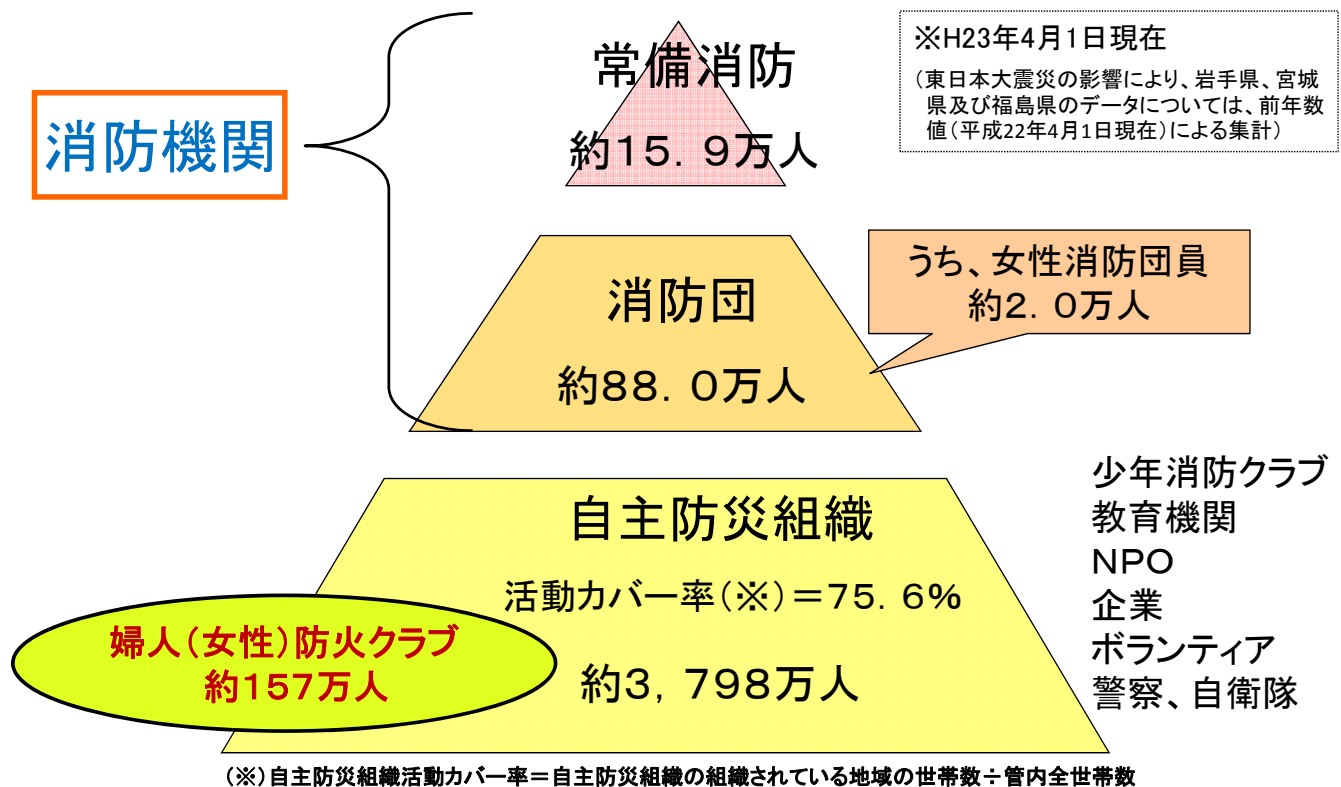
※自主防災組織活動カバー率…全世帯数のうち、自主防災組織がその活動範囲としている世帯数の割合

49

※東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値(平成22年4月1日現在)による集計

4 地域総合防災力の充実に向けて

地域の総合防災力



51

消防団協力事業所表示制度

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

総務省消防庁が交付する表示証
(ゴールドマーク)

市町村等が交付する表示証
(シルバーマーク)



市町村表示制度導入状況等

(平成22年10月1日現在)

●表示制度を導入している市町村 777
うち、表示証を交付済の市町村 513
表示証を未交付の市町村 264

●消防団協力事業所数
市町村協力事業所数 6,228
総務省消防庁協力事業所数 187

「消防団協力事業所表示制度」の運用開始日!

総務省消防庁 ▶ 平成19年1月1日～ / 市町村等 ▶ 市町村等が定める日～

52

消防団協力事業所に対する支援策

自治体による支援策の実施状況

<都道府県 8県>

(平成22年10月1日現在)

①減税 1県

- ・法人事業税等の減税(長野)

②入札 6県

- ・入札参加資格の加点
- ・総合評価落札方式の加点 など
(山形、富山、長野、島根、山口、高知)

③その他 2県

- ・県知事表彰(広島)
- ・表示証購入のための財政負担(熊本)

長野県 消防団活動協力事業所応援減税

1. 減税内容

(平成19年4月施行)

- ・法人事業税(中小法人)
- ・個人事業税(個人事業主)
- 税額の2分の1を減税(減税限度額:10万円)

2. 対象となる法人・個人事業主

- 消防団協力事業所表示制度導入市町村に所在するすべての事業所が認定。
- 事業主、常勤役員又は労働者である消防団員が2人以上。
- 県内に所在するすべての事業所が就業規則等に消防団員が消防団活動を行うことにより、昇進、賃金、労働時間その他の処遇面での扱いが不利にならないことを記載。
〔 資本金又は出資金の額が3,000万円以下の中小法人
・青色申告書を提出する法人又は個人事業主 〕

3. 適用実績

・法人 26件	減税額 191万5千円	} 計34件 264万5千円
・個人 8件	減税額 73万円	

<市町村 50市町村>

①入札 49市町村

- ・入札参加資格の加点
- ・総合評価落札方式の加点 など

②その他 2市

- ・報償金支給(秋田県能代市)
- ・消火器の無償提供(愛知県豊田市)

53

津市消防団の取り組み(デージー分団)

デージー分団は、平成18年1月に女性のみで組織する消防分団として発足し、現在15名(H22.4.1現在)の女性消防団員が、広報活動、一般家庭への防火訪問、一人暮らしの高齢者宅への防火訪問、応急手当指導など幅広く活躍している。

また、近年では防災訓練で、消火活動の訓練展示も行っている。

※「デージー」=「ひなぎく(火無効く)」



54

千葉市消防団（淑徳大学）の取り組み



- ・ 千葉県千葉市では、平成22年4月、淑徳大学の防災ボランティア組織「淑徳大学学生消防隊」のメンバーからなる学生消防団(団員11名 うち女性5名)を「千葉市消防団第3分団5部」として、大学キャンパス内に発足させた。
- ・ 大学構内だけではなく、地域の消防職員の活動の後方支援、広報活動、救急救護等にあっている。
- ・ 平成22年6月には、千葉市の操法大会にも参加した。

55

婦人（女性）防火クラブの取り組み

婦人(女性)防火クラブの主な活動例としては、火災予防の啓発活動があります。地域住民や児童・生徒などに対する火災予防に関する知識の普及啓発や、消火器取扱訓練などの実演を通じた火災予防のための技術向上に貢献しています。

さらに、地震時の家具転倒防止に関する知識の普及啓発、応急救護訓練の実施、消防団等と連携した地域の防災訓練への参加、災害時における炊き出しなどの後方支援活動などが実施されています。このほか、東日本大震災においては、避難所における炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等、各地のクラブが様々な形で支援活動を行っています。



住宅用火災警報器設置推進活動
〔伊勢崎市女性防火クラブ〕
(提供:群馬県伊勢崎市)



住宅用火災警報器の普及促進のため高齢者宅の訪問
〔うるま市女性防火クラブ〕
(提供:沖縄県うるま市消防本部)



紙人形劇による防火意識の啓発活動
〔倉敷市女性防火クラブ協議会〕
(提供:岡山県倉敷市)



炊き出し〔日上市女性防火クラブ連絡協議会〕



募金活動〔伊勢崎市女性防火クラブ〕
(提供:群馬県伊勢崎市)

56

少年消防クラブの活動

五戸高校少年消防クラブ(青森県五戸町)

平成22年3月末、日本消防協会副会長でもあります川崎七保五戸町消防団長の働きかけにより、青森県内ではもちろん東北地方でも珍しい高校生の消防クラブが結成されました。

クラブ員は21名。うち半分が女性ですが消防に関心のあるメンバーが集まり、初代隊長には将来消防職員を目指す川守田義仁君が就任しました。

結成当初から約1ヶ月後の五戸地区消防団連合観閲式に参加することが決まっており、初日から早速規律訓練を行い、整列や動作の仕方を地元消防署員や消防団員から指導を受けました。その後も訓練に励み即席ではありましたが、迎えた観閲式では整列と分列行進を堂々と披露することができました。

今後は初期消火や応急手当など実技体験をしながら消防防災を学んでいく予定です。



成城消防少年団(東京都世田谷区)

成城消防少年団は、東京都世田谷区の西に位置し、神奈川県と隣接する地域で、佐久間団長以下指導者16名、団員25名で活動しています。

活動は、初期消火訓練や応急救護訓練等、各種訓練をはじめ、防火防災の広報活動や老人ホーム訪問、夏季キャンプなど様々な知識や経験を身に付けられるよう内容を工夫しています。

昨年度は、発団30周年の年にあたり、記念式典には、お世話になった方や地域の人たちをお招きし、日頃の訓練成果を披露しました。また、8月30日の東京都世田谷区調布市合同総合防災訓練では、消防隊や消防団、ハイパーレスキュー隊と一緒に訓練を実施し、私たちの行ったD型可搬ポンプによる消火活動や救助活動に対し、猪瀬直樹東京都副知事から激励をいただきました。

D型可搬ポンプ操法は、中学生団員が繰り返し訓練しているもので、今年度の新中学生団員も消防職員やサブリーダーから厳しい訓練指導を受けました。

成城消防少年団の卒団者の多くは、東京消防庁災害時支援ボランティアに登録するなど、地域防災に貢献しています。



(財)日本防火協会発行「少年消防クラブニュース」(創刊号 H22. 6)より

57

指導者用防災教材「チャレンジ！防災48」

消防庁では平成22年3月、子どもたちが小さいころから防災に興味を持ち、災害時の身の安全の確保、初期消火、応急救護など、発達段階に応じた実践的な防災知識を身につけてもらうことを目的とした防災教材「チャレンジ！防災48」を作成した。

- 都道府県、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、消防署、消防団等へ約1万7千部配布し、さらに総務省消防庁の防災・危機管理e-カレッジ(<http://www.e-college.fdma.go.jp/>)にて公開。
- ただ聞くだけの座学ではなく、実技的な要素を多く含む実践的な教材となっている。
- 年代別に区分されたコンテンツメニューが数多く用意されているため、指導者が教育現場に合った項目を選んで指導できる。
- 災害に関する映像(動画)・写真をDVD教材に多数収録しており、実際の災害の怖さや迫力を体感できる。



本教材の内容

- ①指導者用テキスト
- ②実技・演習等を補完する補助教材
- ③災害に関する映像・写真
- ④参考資料

・「チャレンジ！防災48」をより有効に活用して頂けるよう、活用にあたってのポイントや、実際に活用して防災教育を実施した事例を紹介した、活用事例集を作成。消防庁ホームページに掲載(<http://www.e-college.fdma.go.jp/bosai/bousai48.pdf>)

58

災害の映像30本、写真200枚を掲載

例えば、このような映像を収録

市街地に襲いかかる竜巻



平成21年中国・九州北部豪雨



平成21年台風9号に伴う災害



北海道南西沖地震 津波で破壊されたまちなみ



49個目のメニュー 防災紙芝居を追加

子ども向け防災教材



http://www.e-college.fdma.go.jp/bosai/main/syo_te1_01.html

内容例：消太君のお家が火事に！！

